

(別紙2)

インテグレックス社について

インテグレックス社は、金融機関、事業会社と資本関係を持たない公正なSRI調査会社として、「社会との共生」「競争力」「持続的成長」を視点とした企業の誠実さ（インテグリティ）の調査・評価を行っています。

財団法人尾瀬保護財団について

1 尾瀬保護財団とは？

自然には県境はありません。しかし、尾瀬は福島、群馬、新潟、栃木の4県にまたがり、土地の所有者も民間の会社であったり、国であったりとさまざまです。尾瀬には多くの行政機関や団体が関わっていますが、尾瀬全体の保護と望ましい利用を図っていくには、関係者がひとつのテーブルについて話し合い、諸問題を解決していく必要があります。

その話し合いの場を設ける役割を担うために、1995年8月3日に財団法人尾瀬保護財団は設立されました。

2 尾瀬保護財団の活動内容

では、具体的にはどのような活動を行っているのでしょうか。そのいくつかをご紹介します。

① 尾瀬サミット

財団の役員をはじめ、尾瀬にかかわる人が現地で話し合い、将来像を考えます。

② ビジターセンターなどの施設管理

尾瀬には2箇所のビジターセンターが設置され、5月中旬から10月下旬まで開館し、尾瀬の情報発信の基地としての役割を担っています。またこの他にも公衆トイレなどの維持管理を行っています。

③ インタープリテーション活動

インタープリターが自然観察会やスライドショーなどの実施を通じて、利用者が豊かな自然の一端に触れ、その大切さを認識してもらうことを目的に活動を行っています。

④ 入山者への啓発活動

尾瀬ボランティアさんたちの協力により、入山口での利用指導など、尾瀬を訪れた人たちへマナーの呼びかけを行っています。

⑤ 植生復元

登山者の踏み荒らしにより荒廃してしまったアヤメ平、沼尻、見晴、至仏山東面などの登山道の復元作業を行っています。

⑥ 尾瀬ガイドンス

尾瀬へのツアーを企画している旅行会社などを対象に、尾瀬の現状と望ましい利用方法を説明し、ツアー催行に際して、添乗員の研修会を開催するなど、利用者への啓発を行っています。

⑦ 国立公園利用適正化推進事業

国立公園の望ましい利用方法について、各種調査研究を行う事業を環境省より受託しています。

⑧ 友の会の運営

財団事業に対し一般から広く支援を求めするため、友の会を運営しています。

このほかにも、多くの人たちと協力しながら尾瀬の保護と適正な利用を検討し、その普及と啓発を進めています。

(以上、(財)尾瀬保護財団のコメントを引用)

ラムサール条約とは

1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されました。この条約は開催地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定しています。2010年2月2日現在、締約国159ヶ国、登録湿地数1,886ヶ所、その合計面積は約185,156,612haに及びます。

(出所：環境省 HP より抜粋)